



認定有効期間の半数を超える短期入所の利用について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
今月のテキセイカだよりは、「認定有効期間の半数を超える短期入所の利用」についてです。
軽度者への例外給付と同様に、こちらについても毎年届出漏れが発生しております。
いま一度、運営基準等のご確認をお願い致します。

1 制度の概要・趣旨

短期入所サービスの利用を要介護認定の有効期間の半数を超えて計画に位置付ける場合は、茨木市に対し、届出が必要です。

- 短期入所サービスは、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスです。
- 利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、長期利用を想定したものではないため、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。
- しかし、利用者の心身の状況等を勘案して、在宅生活の維持のために特に必要と認められる場合は、認定有効期間の半数を上回る日数の短期入所サービスを利用することが可能です。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条 二十一】

2 対象となるケース

- 短期入所サービスの累積利用日数が、要介護認定有効期間の半数を上回る場合
例) 認定有効期間が12か月(365日) : $365日 \times 1/2 = 182.5 \rightarrow 183日$ 目に利用する月以降
※支給限度日数(連続利用31日目以降)及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数についてはカウントしません。

3 届出時期

- 認定の有効期間内に短期入所サービスの累積利用日数が、半数を超える見込みとなったとき
※半数を超える前月までに提出してください。事後の届出は原則認められません。
- 継続の場合は、認定有効期間末月まで毎月

例) 認定有効期間が令和元年10月1日～令和2年9月30日までの場合(366日※閏年のため)

| 利用月 | ～6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|------|------|------|------|
| 利用日数 | 180日 | 5日 | 5日 | 5日 |
| 累積利用日数 | 180日 | 185日 | 190日 | 195日 |

→7月に183日目を迎えるため、6月までに7月利用予定分の新規届出を行い、以降9月利用予定分まで毎月継続して届出を行う。

4 届出書類

- ①短期入所サービス利用の理由書（認定有効期間の概ね半数を超える場合）
- ②短期入所サービス利用実績（予定）書
- ③添付書類

新規 「サービス利用票」「利用票別表」：認定有効期間開始月～半数を初めて越える月分（予定）

継続 「サービス利用票」「利用票別表」：前回提出した予定月の実績確定分と次月分

「支援経過記録」：前回理由書の提出日から現在まで

※継続の場合も毎月①②が必要

【茨木市ホームページ】

各課のご案内 > 健康福祉部 > 長寿介護課 > 介護保険事業者の方へ
> 介護支援専門員向けページ > 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用について

5 よくあるご質問

問1 短期入所生活介護と短期入所療養介護は合計するのか。

（答）短期入所サービスとは、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を指します。
よって両サービスの利用がある場合は、合計してカウントします。

問2 届出を失念していた。どのように対応すべきか。

（答）発覚した段階で長寿介護課にご連絡の上、速やかに提出してください。

問3 届出漏れのチェック体制はどのようになっているのか。

（答）茨木市では、「トリトンモニター」という適正化システムを用いて、定期的に点検しています。対象者の届出がない場合、長寿介護課からご連絡させていただきます。



介護給付適正化担当
テキセイカ

ちなみに、短期入所施設への福祉用具貸与品の持ち込みは原則認められません。

詳しくは「テキセイカだより vol.1」をご確認ください。

今後とも、短期入所サービスの適正な利用にご協力よろしくお願い致します。